

早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 9 月 26 日
会 計 検 査 院 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号に基づき、早期退職希望者の募集を次のとおり行う。

1 募集の対象

本院職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）、行政職俸給表（二）、医療職俸給表（三）、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表の適用を受ける職員で、令和6年12月31日に「退手法第7条第1項に規定する勤続期間が20年以上」かつ「45歳以上」のもの。（注参照）

2 募集人数

3名

3 募集の期間（約1週間）

令和6年10月31日（木）13時から

令和6年11月 8日（金）17時まで

募集の期間を延長した場合は、直ちにその旨を周知する。

4 退職すべき期日

令和6年12月31日（火）

ただし、認定後に生じた事情により、上記の期日に退職されると、公務の能率的な運営に著しい支障を及ぼすと認める場合は、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

5 応募、応募の取下げの手続

(1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別記様式第1。以下「応募申請書」という。）に必要事項を入力の上、募集期間内に、8の受付宛てに、電子メールで提出する。

(2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別記様式第2）を応募申請書と同様の方法で、退職すべき期日が到来するまでの間に提出する。

なお、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別記様式第1)、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別記様式第2)は、人事課ホームページの各種申請用紙欄に掲載しているのでこれをダウンロードして利用すること。

6 認定の手続

- (1) 応募者には、募集の期間終了後2週間以内に認定又は不認定の通知書を交付する予定。
- (2) 応募者が次のアからオまでのいずれかに該当する場合には、不認定とする。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - オ 上記アからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が、上記2に定める募集人数を超え、別紙「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合
- (3) 予算の執行状況により、認定をする者の数が上記2に定める募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が当該募集人数を上回る場合は、上記(2)オの方法に従い、認定をする。

7 その他

再就職支援

早期退職募集に応募して認定を受けた職員、早期退職募集に応募して認定を受けて退職した職員等は、予算の範囲内で、内閣府官民人材交流センターが委託する民間の再就職支援会社を利用することができる。

8 応募先及び募集に関する問合せ先

(電子メール提出先)

「人事__求職者登録・早期退職募集」メールBOX

《 》

※ 提出に当たっては、メール表題を「早期退職募集」、添付ファイル名を「課名__氏名(例「人事__会計太郎」)」とすること。

(応募及び募集に関する問合せ先)

事務総長官房人事課

《 》 (内線《 》)

《 》 (内線《 》)

《 》 (内線《 》)

(注) 次のアからエまでのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

ア 非常勤職員

イ 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

ウ 令和6年12月31日までに定年に達する職員

エ 令和6年10月31日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年10月31日から11月8日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた職員

別 紙

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」については、次のとおりとする。

認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は3名とする。
- ② 募集実施要項の6に掲げるアからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が3名を超える場合には、次の方法に従い当該応募者について認定する。
 - ア 生年月日の早い順
 - イ 生年月日が同じ職員がいる場合、退職手当の計算の基礎となる勤続期間の長い順